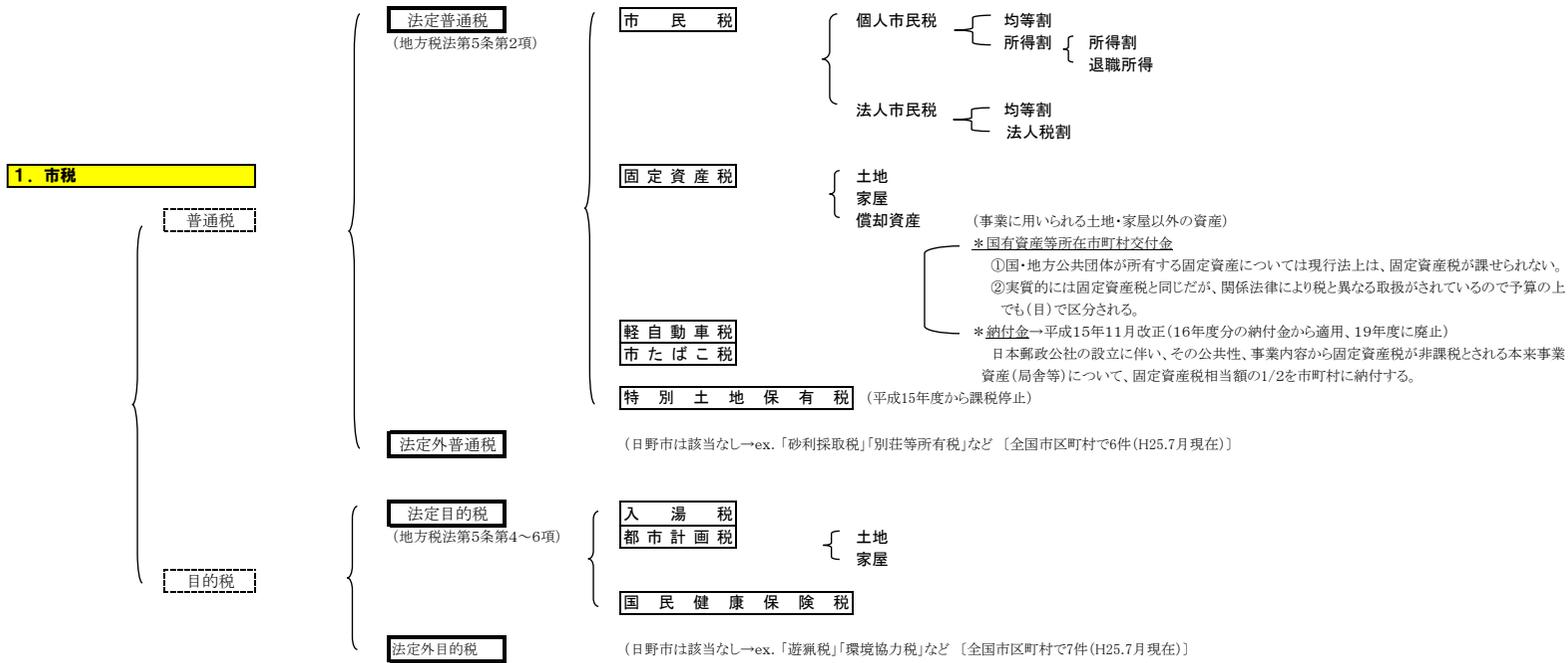


日野市の主要歳入科目解説



地方税の税率

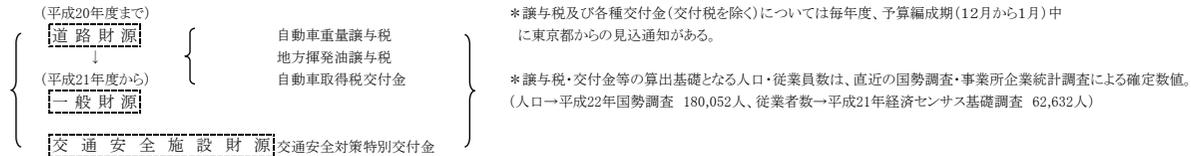
- 標準税率・・・課税する場合、標準となる税率でこれを上回ることも下回ることも可能。上回る税率で課税することを「超過課税」というが上限である「制限税率」が定められるものがある。下回る課税については税法上の制限はないが、財政的に余裕ありと考えられ、地方債の発行について一定の制限がある。→市町村民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税
- 制限税率・・・標準税率の定めのある税目について、超過課税が可能であるが、大半の税目は上限の率(制限税率)が定められている。制限税率は標準税率と組み合わせて定められているのが一般だが、例外として『都市計画税』がある。都市計画税は標準税率の定めがなく、制限税率(0.3%)だけが定められているのでこの制限税率の範囲内で任意の税率で課税できる。→市町村民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、都市計画税
- 一定税率・・・課税する場合は必ず一定の税率によらなければならない。→市町村たばこ税、特別土地保有税
- 任意税率・・・税法上、税率について定めがなく、すべて地方公共団体の判断に任せられる。受益に見合った税率を設定することが適当と考えられた。→国民健康保険税

2. 地方譲与税

- ①本来、地方に属すべき税源を形式上国税として徴収し、これを国が地方に譲与するもの。
- ②地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、地方法人特別譲与税の6種。
- ③航空機燃料譲与税は目的財源。そのほかは一般財源である。

〔参考〕

- ・道路財源使途調査(毎年9月報告、都建設局→市)
- ・交通安全対策特別交付金充当実績調(毎年6月報告、総務省→都→市)



(1) 所得譲与税

- ①H16創設(3月所得譲与税法成立)⇒平成18年度末で廃止。
- ②三位一体改革の一環としての税源移譲。平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するの間の暫定措置として、16年度において所得税の一部を使途を限定しない一般財源として地方へ譲与する。
- ③税源移譲額は人口を基準として都道府県及び市町村へ移譲。
- ④交付時期→3・9月

〔参考〕 18年度の所得譲与税 ①国庫補助負担金改革(i 税源移譲に結びつく改革額 3兆1,176億円、ii スリム化の改革 9,886億円、iii 交付金化の改革 7,943億円)
②税源移譲に結びつく改革額3兆1,176億円に対する、18年度税源移譲額 3兆 94億円(改革額に対する移譲率96.5%)
③都道府県:市町村の配分率→概ね7:3⇒都道府県 2兆1,794億円(72.4%)、市町村 8,300億円(27.6%)
④市町村への配分方式⇒ i 4,463.6億円(53.8%)については、17年度の所得譲与実績額、ii 3,836.4億円(46.2%)については、17年度の市町村住民税所得割の納税義務者数と課税総所得額を使って算出した各団体ごとの税源移譲見込額で按分した額⇒東京都市町村課交付税係で試算した数値を各市に通知。

(2) 自動車重量譲与税

- ①S46創設。
- ②自動車の重量に応じて課税される自動車重量税の収入額の407/1000が区市町村に譲与され、道路延長と面積により按分譲与される。
- ③自動車重量譲与税法第1条。市町村道路財源強化を目的。平成21年度より使途制限なし。
- ④交付時期→6・11・3月

(3) 地方揮発油譲与税

- ①S30創設。H21年度より地方道路譲与税から名称変更、あわせて使途制限なし。
- ②地方揮発油税の収入額の42/100が区市町村に譲与され、道路延長と面積により按分譲与される。
- ③地方道路譲与税法第1条。
- ④交付時期→6・11・3月

3. 利子割交付金

- ①S63創設。
 - ②利子等の支払、または、その取扱いする者(金融機関等)の営業所等で、都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者に対して5%を課税し、都道府県は収入額から徴税費相当額(1%)を控除後の金額の一定割合(3/5)を市町村に交付。
 - ③地方税法第71条の26。
 - ④交付時期→8・12・3月
- *平成12～13年度は、バブル期(平成2～3年)の高金利時代(H2、郵貯定期預金金利6.3%)の定期預金の満期到来により大幅な増となったが、平成14年度より平年化。

4. 配当割交付金

- ①H16.1月施行。
- ②都道府県内に住所を有する個人で、一定の上場株式等について配当等の支払を受ける者に対し、5%(H16.1/1～25.12/31の間は3%)を課税し、都道府県は収入額から徴税費相当額(1%)を控除後の金額の一定割合(3/5)を市町村に交付。

5. 株式等譲渡所得割交付金

- ①H16.1月施行。
- ②都道府県内に住所を有する個人で、源泉徴収口座における株式等譲渡所得又は源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益の支払を受ける者に対し5%(H16.1/1～25.12/31の間は3%)を課税し、都道府県は収入額から徴税費相当額(1%)を控除後の金額の一定割合(3/5)を市町村に交付。

*3～5の交付基準額 = 日野市の都民税収入決定額 / 全都民税合計額の3年平均値

6. 地方消費税交付金

- ①H9創設。消費税率が3%から5%に引き上げられたことに伴い新設。
- ②5%のうち、1%が地方消費税であり、このうち1/2が区市町村に交付される。交付にあたっては、1/2が人口、1/2が従業者数により按分して交付される。
- ③消費税8%引き上げ時は1.7%、10%引き上げ時は2.2%に地方消費税も引き上げられる。引き上げ分の地方消費税交付金については、全額が人口により按分交付され、社会保障財源となる。
- ④地方税法第72条の115。
- ⑤交付時期→6・9・12・3月

7. 特別地方消費税交付金

- ①H3創設。H12. 3. 31廃止。
- ②市内飲食店・旅館等に係る都税3%の1/2が区市町村に交付されるが、廃止後、滞納分交付の可能性あり17年度まで科目存置。

8. 自動車取得税交付金

- ①自動車取得価格の5%（当分の間の税率で、本則は3%）を税源とし、取得税の66.5/100が道路延長と面積により按分交付される。
- ②地方税法第143条。
- ③交付時期→8・12・3月

9. 地方特例交付金

- ①H11創設。税制改正に伴う地方税の恒久減税の実施により、地方税の代替的性格をもつものとして市税減収額の一部を補てんする目的で交付される。
- ②H15→第1種交付金（恒久減税に伴う地方特例交付金）と第2種交付金（国庫補助負担金の見直しに伴う地方特例交付金）に区分された。
 - i 第1種交付金（恒久減税に伴う交付金）・・・従来通り、市税減収見込額の3/4相当額からたばこ税の税源移譲による増収見込額を控除した額を交付。→残り、1/4は減税補てん債（赤字公債）で措置される。
 - ii 第2種交付金（国庫補助負担金の見直しに伴う交付金）・・・15年度は、国庫補助負担金の見直しに伴う暫定措置として交付されることとなった。交付額は、見直される国庫補助負担金の対象事業のうち、引き続き* 地方で実施する必要があるものに係る地方一般財源の所要額の1/2相当額を都道府県と区市町村に直近の国勢調査人口に基づき按分交付される。
→仮に国負担率1/2のものであれば、所要一般財源1/2であり、その1/2つまり1/4相当額が交付されると解される。
- ③H16→第2種交付金は、国庫補助負担金の一般財源化による影響額のうち、国負担分（7/8相当額）を『所得譲与税』として税源移譲することにより廃止。
* 将来の税源移譲を念頭に置いた暫定措置であり、地方税の代替的性格を有するものであるところから、税収入と一定の相関関係にある「人口」を配分基準とする。
- ④H18→減税補てん特例交付金と児童手当特例交付金に区分された。
 - i 減税補てん交付金（H11年度税制改正による恒久減税に伴う交付金）・・・従来通り、市税減収見込額の3/4相当額からたばこ税の税源移譲による増収見込額を控除した額を交付。→残り、1/4は減税補てん債（赤字公債）で措置。
↓
特別交付金・・・減税補てん特例交付金は、平成11年度税制改正による恒久的な減税に係る市税の減収分を補てんする制度であったが、平成18年度税制改正より、定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については、平成18年度分をもって廃止された。その経過措置として、平成21年度までの3か年にわたり各年度2,000億円を特別交付金として、交付されることとなった。よって特別交付金については平成22年度から廃止となる。
 - ii 児童手当特例交付金（児童手当支給対象年齢の「小学校3学年修了」から「小学校修了まで」への引き上げ及び対象児童の扶養者の所得制限を緩和する制度改正に伴う地方負担増に対応するために創設）
・・・交付金総額を各区市町村の児童手当対象児童数で按分交付。
- ⑤H19→減税補てん特例交付金の廃止。ただし、暫定措置として特別交付金を平成21年度まで創設。
- ⑥H20→減収補てん特例交付金（住宅借入金等特別控除分）の創設。国の税制改正により個人住民税が減収となるため、財政上の特別措置として国から交付される。国予算の2/5を都道府県、3/5を市町村へ交付。
- ⑦H21～H23→減収補てん特例交付金（自動車取得税交付金減収補てん分）の創設。平成21年度税制改正により、低燃費車・低公害車を対象とする税率軽減措置の実施に伴う減収を補てん。
平成24年度以降も減税措置は継続されるが、その補てんは、平成24年度税制改正による個人住民税の増収により対応することになったため、本制度は平成23年度までで廃止。
- ⑧H22～H23→子ども手当制度の発足により、減収補てん特例交付金と児童手当及び子ども手当特例交付金に区分。平成24年度税制改正による個人住民税の増収により対応することになったため、本制度は平成23年度までで廃止。
- ⑨地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
- ⑩交付時期→4・9月

10. 地方交付税

- ①交付税総額の94%→普通交付税、6%→特別交付税
- ②国税5税（所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を税源として、地方団体の財源不足を保障・補てんするために交付。
昭和41～平成10年度32%、平成11年度32.5%、平成12～18年度35.8%
- ③普通交付税→基準財政需要額>基準財政収入額の場合交付される。
* 国の三位一体改革の1つ交付税改革が進められているが、既に平成13年度より基準財政需要額の一部について臨時財政対策債（赤字公債）への振替措置がとられている。
- ④特別交付税→普通交付税を補完するものとして普通交付税で捕捉されなかった特別の財政需要がある場合や算定後に災害等のため、需要の増または収入の減がある場合に交付。
- ⑤地方交付税法
- ⑥交付時期 普通交付税→4・6・9・11月 * 日野市は、平成10年度までと平成16～21年度の6年間は、不交付団体となる。
特別交付税→12・3月

11. 交通安全対策特別交付金

- ①S43創設。
- ②道路交通法の反則金の一定割合を事故発生件数、道路延長および人口割合により按分交付される。
- ③道路交通法附則第6条
- ④使途→交通安全対策特別交付金等に関する政令第1条に規定する『道路交通安全施設の施設及び管理に要する経費』に充当する。（信号機、道路標識、道路反射鏡、区画線の補修等）
- ⑤交付時期→9・3月

12. 東京都市町村調整交付金 ⇒平成17年度までで廃止。

- ①市町村の人件費を除く、経常経費の一般財源の不足を補う財源補充制度。〔東京都総務局行政部市町村課所管。「東京都市町村調整交付金交付要綱」〕
 ②算定→ⅰ 団体割5%・ⅱ 財政状況割60%・ⅲ 行財政運営割10%・ⅳ 特殊財政割40%・ⅴ 減額項目割△15%

*ⅳ 特殊財政事情割を除く配分項目は、算式に基づくルール分、ⅳ 特殊財政事情割は、各市の個別特殊財政事情を考慮し、各年度、別途定める額としている。

→H16年4月1日より配分割合変更(団体割5%、財政状況割60%、行財政運営割【廃止】、特殊財政事情割50%、減額項目割△15%)⇒財政力指数の高い市は薄く、低い市は厚く(都の裁量枠分の拡大)。

*ルール分と特殊財政事情割の配分割合 6 : 4 を 5 : 5 へ。

- ⅱ 財政状況割・・・「基準財政需要額×全団体平均財政力指数(3ヵ年平均)/当該団体財政力指数(3ヵ年平均)×交付率」

→H16年4月1日より算定方法変更「基準財政需要額×配係数×交付率」

*配係数を導入し傾斜配分を強化した算定を行う。

- ③交付時期→6・3月

*激変緩和のため、3年間の経過措置をとる。

- ④日野市における充当割合

常備消防	1/2
ごみ・し尿	1/4→ごみ8 : し尿2 (H12までは7:3)
教育	1/4→小学校7 : 中学校3

*東京都予算	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
調整交付金	190億	210億							
振興交付金	70億	70億							
総合交付金			310億	340億	380億	425億	435億	448億	453億
小計	260億	280億	310億	340億	380億	425億	435億	448億	453億
振興基金	129億	124億	134億	49億	44億	43億	40億	37億	35億
計	389億	404億	444億	389億	424億	468億	475億	485億	488億

13. 東京都市町村振興交付金 ⇒平成17年度までで廃止。

- ①市町村の公共施設整備等に要する投資的経費の一般財源の不足を補う財源補充制度。
 ②配分→一定の基準により、各市町村の財政力および財政状況を考慮して配分される。
 ③交付時期→3月

14. 東京都市町村総合交付金

- ①平成18年4月1日創設。
 ②「市町村の自助努力と創意工夫を前提とした柔軟な財源補充制度への再構築」を目的として、従来の「調整交付金」・「振興交付金」・「多摩島しょ底力発揮事業交付金」を統合。
 *従来通り一般財源の補充をするものであるが投資・経常経費の区分を廃止。努力した市町村が報われる財政支援の仕組みを強化。

- ③交付金の構成

区分		内容		効果	備考
A 基盤強化分	ⅰ 財政状況割	財政規模や財政力等を勘案して配分。①団体割 ②基準財政割		行政水準の均衡化、行財政運営の安定化	旧調整交付金
	ⅱ 経営努力割	市町村の経営努力に応じて配分。①給与・定員管理適正化②徴税強化③歳出削減		自助努力の促進、自主・自立性の向上	旧調整交付金
B 振興支援分	ⅲ 振興支援割	a まちづくり振興割	市町村の公共施設整備等への支援(財政状況や事業動向を勘案して配分)、1件査定	多摩島しょ地域の振興	旧振興交付金
		b 地域特選事業割	特定地域振興対策(特定地域分・圏域分)、各団体独自の取組みに対し配分。1件査定		旧多摩島しょ底力発揮事業
		c 特別事情割	個別特殊事情対策(災害・財政の激変や経営改善・広域連携の取組等)に対し配分)		旧特殊財政事情

- ④交付時期→6月(前年度交付額の1/3相当額)、3月

15. 減税補てん債 ⇒平成18年度までで廃止。

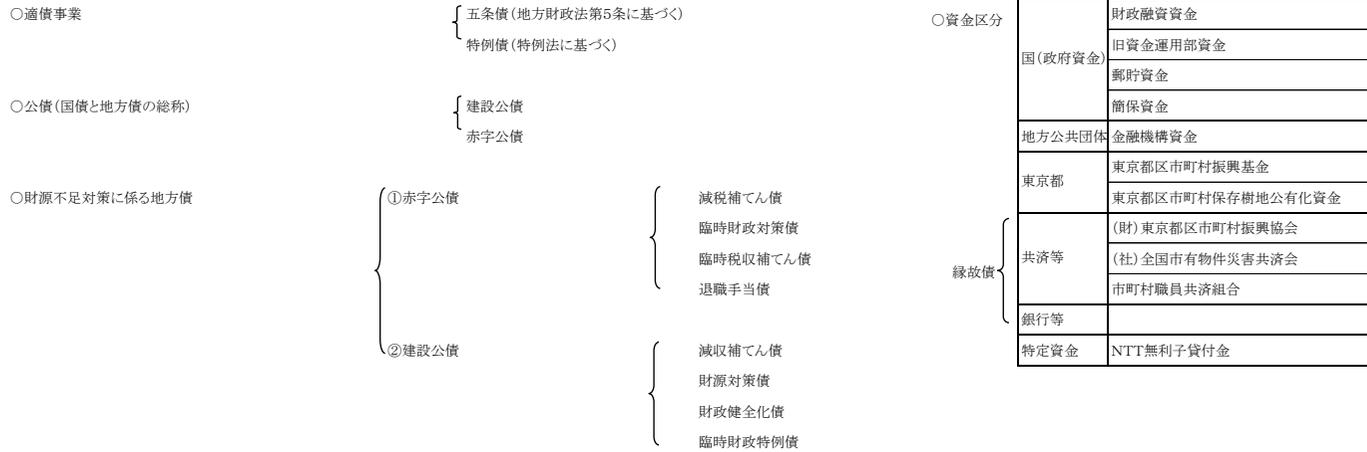
- ①赤字公債(一般財源)、特例債
 ②個人住民税等に係る減税に伴う地方公共団体の減収額を補てんするため、地財法第5条の特例として発行。恒久減税の影響額×1/4
 ③H6(地財法第33条)、H7(地財法第33条及び第33条の2)、H8(地財法第33条の2及び第33条の3)、H10(地財法第33条の5)
 H11～当分の間(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第13条)

16. 臨時財政対策債

- ①赤字公債(一般財源)、特例債
 ②従来、地方財源の不足に対処するため、財源不足の大半を交付税特別会計からの借入金で措置し、その償還を国と地方が折半して負担する措置が講ぜられてきた。平成13年度地方財政対策において、国と地方の責任分担の明確化を図るため13～15年度に限り、地財法第5条の特例として発行することされた。→平成16～22年度に延伸、更に23～25年度に延伸(地財法第33条の5の2)
 ③臨時財政対策債の許可額は、基準財政需要額から地方債への振替相当額として、基準財政需要額の算出方法に準じた方法により算出した額を発行限度額とし、個々の地方団体の要望に基づき決定される。
 *普通地方交付税から臨時財政対策債への振替→平成13～14年度 単位費用の引下げ方式、平成15～ 基準財政需要額の総額からの振替相当額差引方式
 ④元利償還金相当額は、全額を後年度交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

資 料

1. 起債



2. 日野市の基金

基金名	条例制定	条例上目標額	基金の性格	目的	繰替運用	運営上目標額
① 財政調整基金	S54.12.25		取崩型	災害復旧、市債の繰上償還、不足財源の補てん	可	(35億円)
② 減債基金	H16. 3.31		取崩型	市債の償還資金(繰上償還を含む)	可	(5億円)
③ 公共施設建設基金	S51.10.7		特定目的基金(取崩型)	公共施設の建設資金	可	(50億円)
④ 環境緑化基金	S58. 4. 1	10億円	特定目的基金(取崩型)	緑化推進、緑化保全の資金	可	
⑤ 職員退職手当基金	S51.3.29		特定目的基金(取崩型)	職員退職手当資金	可	(15億円)
⑥ 平和事業基金	S63. 4. 1	1億円	特定目的基金(果実運用型)	核廃絶、平和、国際交流事業	無	
⑦ バリアフリー事業推進基金	H12. 3.15		特定目的基金(取崩型)	バリアフリー事業	無	
⑧ 市民体育施設整備基金	H13.10.10、H18.3.30名称変更		特定目的基金(取崩型)	旧総合体育館建設基金。体育館の建設、体育施設の整備	可	(10億円)
⑨ 学校施設整備基金	H14. 3.30		特定目的基金(取崩型)	小中学校施設の整備資金	可	(10億円)
⑩ 新選組関連資料収集基金	H17. 3. 28		特定目的基金(取崩型)	新選組関連の資料収集資金	可	
⑪ ごみ処理関連施設及び周辺環境整備基金	H18.3.23、H24.12.25名称・目的変更		特定目的基金(取崩型)	旧ごみ処理施設整備基金。ごみ処理関連施設・周辺環境の整備	可	(20億円)
⑫ 土地区画整理事業基金	H12. 3.30		特定目的基金(取崩型)	土地区画整理事業	可	
⑬ 福祉あんしん基金	H21.6.17		特定目的基金(取崩型)	福祉政策の推進	可	(1億円)
⑭ 国民健康保険高額療養費貸付基金	S53.12.27	1千万円	定額運用基金	国保法7条の2の高額療養費の負担に充てるべき資金の貸付	無	
⑮ 介護給付費準備基金	H12. 3.30		特定目的基金(取崩型)	介護保険財政の均衡保持	可	
⑯ 国民健康保険出産資金貸付基金	H13. 3.29	500万円	定額運用基金	出産資金の貸付(出産予定日前に貸付)	無	
⑰ 病院整備基金	H19.9.29		特定目的基金(取崩型)	日野市立病院の施設整備及び医療機器整備に必要な財源を確保す	可	
	病院建設基金	H 2. 3.31	特定目的基金(取崩型)			H15.3.31廃止
	少子化対策事業基金	H11.12.22	特定目的基金(取崩型)			H14.3.31廃止
	介護保険円滑導入基金	H12.3.15	特定目的基金(取崩型)			H14.3.31廃止
	土地開発基金	S46. 4. 13	定額運用基金			H11.12廃止
	国民年金印紙調達基金	S47. 3. 31	5千万円 定額運用基金			H14.9.30廃止
	介護従事者処遇改善臨時特例基金	H21. 3.27	特定目的基金(取崩型)			H24.3.31廃止

★基金の年度末残高に 基金には、出納整理期間がないため、年度末残高は各年度3月31日となる。

ただし、一般会計からみると出納整理期間にも歳入・歳出する場合があるため、予算・決算・決算統計での年度末残高は、各年度5月31日としている。